

名家連ニュース

令和5年7月19日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.941号

家族の高齢化とともに家族もご本人も親亡き後の生活、とりわけ経済的な心配や不安が募ってきます。今回は信託制度について連載でお伝えいたします。(名家連事務局)

◆◆◆ 親亡き後の備え ① 特定贈与信託 ◆◆◆

障がい者の経済的な安定を図るための税制上の優遇措置の一つとして、相続税法において、「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」が定められています。この制度は、障がい者の生活の安定を図る目的で、その親族や篤志家などが金銭、有価証券その他の財産を、特定贈与信託業務を取り扱っている信託会社および信託業務を営む金融機関に信託したときは、特別障害者の方については6,000万円、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円を限度として贈与税を非課税にするというものです。

※贈与税の非課税制度は平成25年度税制改正において適用対象者が拡充され、中軽度の知的障がい者および障害等級2級および3級の精神障がい者等が制度の対象に加えられ、3,000万円を限度として贈与税が非課税となりました。これに伴い、本制度の名称が、「特別障害者扶養信託」から「特定障害者扶養信託」に改められました。

..... 特定贈与信託の仕組み

